

町内会では、回覧をお願いします



高知市ホームページ

以前の
発行分も
掲載中



不用品の回収は許可業者に依頼

引越しや自宅整理等の際にできた不用品を処分する時は、住んでいる市区町村のルールに従って処分しましょう。

不用品回収サービスの利用を検討するときには、回収業者とのトラブルにご注意ください。

事例

インターネットで探して、安価な定額パックを申し込んだはずが、作業終了後に高額な料金を請求された。

インターネットやチラシ等で広告を出している事業者が、必ずしも一般廃棄物処理業の許可業者とは限りません。一般廃棄物処理業の無許可事業者が広告で安価な料金を表示している場合、実際には基本料金の他に人件費や廃棄費用等、さまざまな名目で追加料金が発生し、高額な料金を請求されてトラブルになる場合があります。



また、無許可業者については、一般廃棄物の処理が適正に行われているのか市区町村で確認できず、回収された不用品が不法投棄される恐れなどもあります。

不用品の処理を業者に依頼する場合は、無許可の不用品回収業者を利用しないでください。

高知市の一般廃棄物収集運搬業許可業者は、高知市廃棄物対策課のホームページで確認できます。



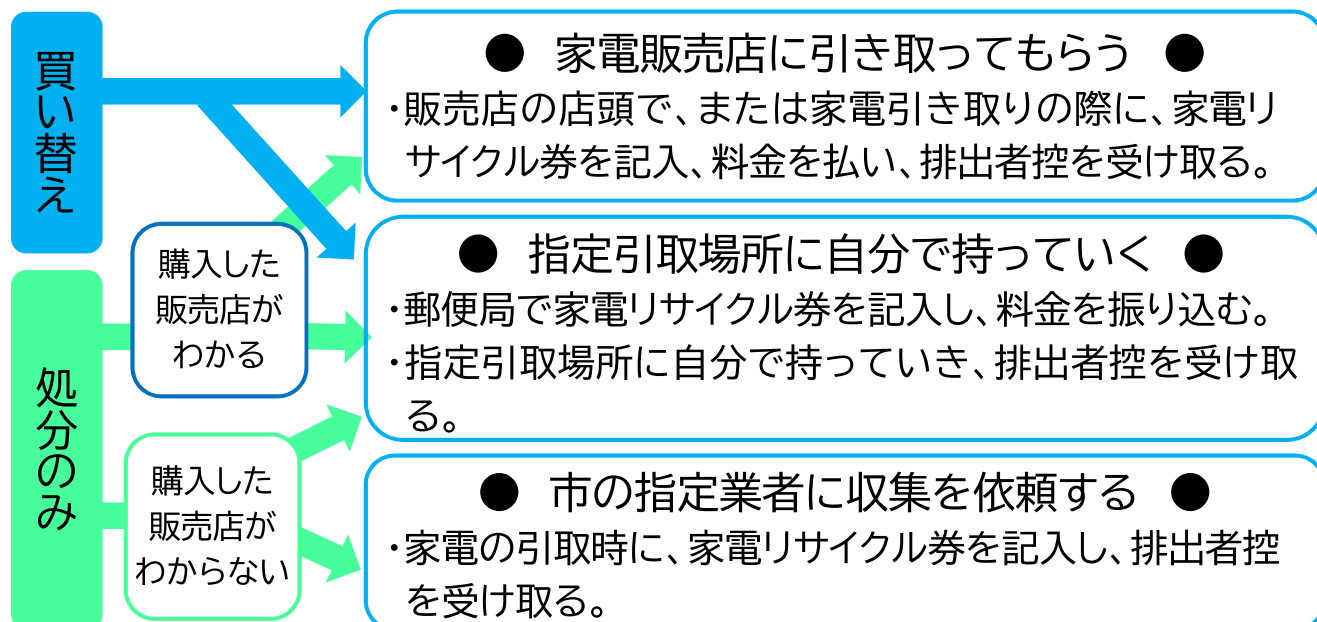
一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

不用になった家電品の捨て方

環境を破壊したり、皆さん自身がトラブルにあわないよう、正しく捨てましょう。

★ 家電リサイクル法対象機器(家電4品目)の処理方法

大型家電製品のなかで、「エアコン」、「テレビ」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機・衣類乾燥機」の「家電4品目」を処分する際は、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)でリサイクルが義務づけられています。



★ パソコンは家庭用ごみステーションに出せません！！

家庭用パソコンの処分は、宅配便による回収※又はパソコンメーカーの回収をご利用ください。※高知市環境施設対策課のホームページをご確認ください。

★ その他の家電(一般廃棄物)の処理方法

- ① 家庭用ごみステーションへ出す。
(ただし、会社や店舗から排出されたごみは出せません。)
- ② 自ら処分施設へ持ち込む。(処理手数料がかかります。)
- ③ 高知市から一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けた業者へ依頼する。(有料)

● 消費生活に関する心配や困りごとのご相談 ●
高知市にお住まいの方は、高知市消費生活センター
(☎088-823-9433)までご相談ください。

